

議案第129号

上越市食料・農業・農村基本条例の一部改正について

上越市食料・農業・農村基本条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年12月4日提出

上越市長 中 川 幹 太

上越市食料・農業・農村基本条例の一部を改正する条例

上越市食料・農業・農村基本条例（平成12年上越市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「かながみ」を「鑑み」に改め、同条第2項中「第4条」を「第5条第2項」に改め、同条第3項中「第3条」を「第4条」に改める。

第11条、第12条第2項及び第14条第3項中「かながみ」を「鑑み」に改める。

第21条中「第35条第1項」を「第47条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。